

〈講習の受講にあたっての注意事項！〉（事前配付）

1. 規程及び運営要領の確認

事前に「冷媒フロン類取扱技術者規程」（以下、「規程」という）及び「第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領」（以下、「運営要領」という）を必ずお読み下さい。

（日設連ホームページ：<http://www.jarac.or.jp/> JRECO ホームページ：<http://www.jreco.or.jp/>）

2. 当日の持ち物

1) 受講票（**忘れた場合は、受講できません。**）

2) 筆記用具

3) 技術者証（**忘れた場合は、受講できません。**）

4) 更新講習受講証明書（**技術者証を紛失している場合は、必ず持参して下さい。**）

※更新講習当日に技術者証を忘れた場合は受講できません。

技術者証を紛失している場合は、「更新講習受講証明書」を必ず持参して下さい。

3. 集合時間・場所

2024年2月10日（土）午後2時～午後5時（受付 午後1時30分～）

鳥取県立福祉人材研修センター 2階 第2小研修室（鳥取市伏野1729-5）

4. 遅刻・早退について

原則、全時間の講習を受講する必要があります。

1) ただし、やむを得ない理由（本人の責によらない事由）による遅刻は30分まで認めるものとします。それ以上の遅刻は受講したものと認めません。

5. 受講キャンセル・欠席について

原則、更新申請料については返還しませんが、「本人の責によらない事由」等がある場合（運営要領第28条第3項）は、運営要領第29条の規定にしたがい返金します。

6. カリキュラムの変更について

講習会当日、事情により、事前にお知らせしていた講習会のカリキュラムの順番を変更する場合があります。また、終了時間を若干変更することがあります。

7. 修了考査について

1) 修了考査は、講義終了後に行います。考査は30分です。

8. 技術者証の交付

更新講習修了者には、受講日より3か月以内に、受講者全員に「冷媒フロン類取扱技術者証」を第一種は日設連事務局、第二種はJRECO事務局より交付します。新しい冷媒フロン類取扱技術者証は、特定記録郵便にて現住所に送付します。新しい冷媒フロン類取扱技術者証が届くまでの間に、冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限が切れる者又は既に有効期限が切れている者に対して、更新講習受講票に、更新講習修了印が押印されていること及び現に所有している冷媒フロン類取扱技術者証を保有していることで、冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保することとします。ただし、更新講習修了印が押印されていることでの資格の担保は、受講日より3か月とします。冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合は、本受講票において資格を担保することは出来ません。

以上

※裏面の「【新型コロナ】5類感染症対策における講習会の開催について」をご確認ください。

【新型コロナ】5類感染症対策における講習会の開催について

1. 講習会当日について

発熱等の風邪症状がみられる場合は受講を見合わせることを推奨します。状況によっては受講をお断りすることがあります。（本来ならば、欠席扱いで、受講料を全額徴収するところですが、一部手数料（3,190円（税込み））と返還に係る費用を差し引いた額を返金いたします。）

2. 講習会の来場及び受講について

マスクの着用は個人で判断して下さい。

運営のスタッフ及び講師のマスクについても、個人の判断で着脱しています。

手指の消毒・咳エチケットの励行にご協力いただく場合があります。

3. 換気実施に伴う対策について

講習会場では、状況により窓等を開放し自然換気を行う場合があります。そのため、冷暖房効果が損なわれることがありますので、衣服対策等を十分にお願いたします。

以上